

愛媛県報

発行 愛愛媛 県

第2847号

平成29年2月10日金曜日 第2847号

◇ 目 次 ◇
告 示

救急病院の協力申出(3件)			(医療対策課	()61
保安林の指定施業要件の変更予定			(森林整備課	!)61
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧			(都市計画課	ł)62
指定道路の指定	(東予地	方局四国中:	央土木事務所)62
道路の区域変更(県道石畳中山線)	(南	予地方局大	洲土木事務所)62
道路の供用開始 (")	("	,)62
指定医師の所在地の変更		. (福祉総合	支援センター)62
指定医師の辞退の届出		. (")62
選挙管理委員会告示				
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数		(選	挙管理委員会	:)63
不在者投票のできる施設の指定の一部改正		(")63

告 示

○愛媛県告示第117号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
今治市图 民病院	医師会市	今治市 40号	別宮町七丁	目1番	一般社団法人 今治市医師会	平成32年 1月24日 まで

○愛媛県告示第118号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
社会福祉法人恩 賜財団済生会西 条病院	西条市朔日市字榎ケ坪26 9番地 1	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部愛媛県済生会	平成32年 1月31日 まで
西条中央病院	西条市朔日市804番地	社会医療法人 同 心 会	平成32年 1月31日 まで
横山病院	西条市小松町新屋敷甲28 6番地	医療法人 倬 清 会	平成32年 1月31日 まで

○愛媛県告示第119号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	ß	甲設	者名	፭	認 定 の 有効期限
市立八帧 病院	番浜総合	八幡浜 8番地	市大平1番	耕地63	八	幡	浜	市	平成32年 1月31日 まで

○愛媛県告示第120号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法 (昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町山財95、200、1717、1718、1725、1726、175 5から1758まで、1835、1935、1980、2169、2295、2448、2709、3108、3148、3149、3166、4568から4570まで、4572から4575まで、4577、4578、4585、4586、4588、4590から4595まで、4600から4602まで、4608、4610、4612から4616まで、4618、4619、4621

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町岩松甲1233の1・甲1238の5から甲1238の7まで・甲1243の4(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、甲1238の2、甲1238の3、津島町高田乙341の3、乙342の1、乙345の2、乙354、乙358の3、乙361から乙363まで、乙364の2、乙373、乙381の2、乙383の2、乙389の1

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第121号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第122号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 2 月10日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
- 平成29年 1 月31日
- 3 指定道路の位置 四国中央市中之庄町字頭王330番の一部及び331番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 34.70メートル
- (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口2342番 2		旧	メートル 10 5~11 ら	キロメートル 0.038	
宗 追	1 宣中山線 	善多部內丁町 袋口2542笛 2		新	10 9~14 8	0 .038	

○愛媛県告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口]2342番 2					平成29年 2 月10日

○愛媛県告示第125号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

				IΒ	所	在	地		新	所	在	地		変 更
医師氏名		氏名	病院又は診療所	同左所在地		病院又は診療所	同左所在地		年月日					
É	ŧ	岡	博	医療法人弘友会力	大洲市若宮	宮548		医療法人良知会か	大洲市東	更大洲987 - <i>1</i>	1	平成29年 1月1日		

○愛媛県告示第126号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

	診断した	:身体障	害の種類	镇	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	届出年月日
肢	体	不	自	由	神経内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	矢	部	勇	人	東温市志津川	平成 29年1月6日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年2月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数

1 ,186 ,340

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

23 ,727

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して 得た数 248 293

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選	挙	X	別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上海では、 学区にあっては、 がの1を超えてはる数に6数 かの1を乗じて得た数と と40万に3分の15 はて得た数とを合算し て得た数)
伊	3	7	郡	44 ,171	14 ,724

南 宇 和 郡	19 ,921	6 ,641
松山市・上浮穴郡	439 ,369	139 ,895
今治市・越智郡	143 ,819	47 ,940
宇和島市・北宇和郡	80 ,997	26 ,999
八幡浜市・西宇和郡	39 ,686	13 ,229
新 居 浜 市	101 ,626	33 ,876
西 条 市	93 288	31 ,096
大洲市・喜多郡	53 ,022	17 ,674
伊 予 市	32 ,020	10 ,674
四国中央市	75 ,602	25 ,201
西予市	34 ,503	11 ,501
東 温 市	28 ,316	9 ,439

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。 平成29年2月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	工 後		改正前
1 病院			1 病院
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称 所 在 地 指定年月日
省略			省略
			永井病院 伊予市灘町66 昭和50年3月
			17日
省略			省略
2 ~ 5 省略			2~5省略

平成29年 2 月10日 発行 63